

個人住民税の特別徴収制度のお知らせ

問 税務課

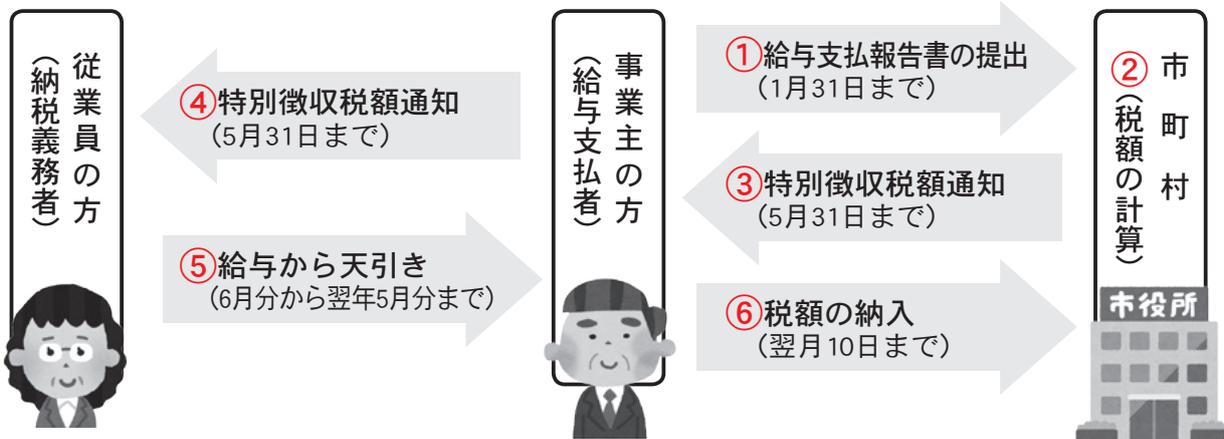
☎内線1056～1059

個人住民税の特別徴収とは…

給与支払者である事業主が、所得税の源泉徴収と同じように、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きして、従業員(納税義務者)に代わって納入する制度です。

※この制度は地方税法及び市町村条例の規定により、原則として所得税の源泉徴収をする全ての事業所に実施が義務づけられていますので、ご理解ご協力をお願いします。

特別徴収事務の流れ



個人住民税の特別徴収Q & A

Q 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ今になって特別徴収をしないとイケないのですか？

Answer

今までも、原則として所得税を源泉徴収している事業主は、個人住民税の特別徴収をしなければならないこととされてきましたが、徹底されていない実態があったのも事実です。このため茨城県では、納税者間の公平性、納税者の利便性などの確保を図るため、全ての市町村で平成27年度から、特別徴収実施を徹底する取り組みを行うこととしましたので、ご理解ご協力をお願いします。

Q 特別徴収をすることで、どういうメリットがあるのですか？

Answer

従業員が住民税を納めるために金融機関や市町村役場などの窓口へ出向く必要がなくなります。また、普通徴収(従業員の方が金融機関や市役所などの納付場所で納める方法)は年4回払いですが、特別徴収では12カ月に分割して毎月の給与から天引きされますので、従業員の1回あたりの納付額は少なく済みます。

Q 特別徴収は手間がかかりそう。従業員も少なく、対応する余裕がないのですが…

Answer

個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように税額を計算したり、年末調整をしたりするような手間が事業主にはかかりません。また、従業員が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請し承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする制度(「納期の特例」)を利用できます。

何卒、ご理解ご協力をお願いします。